



## 消費税に関して説明義務違反を問われた税理士が勝訴！

法人設立時に、消費税課税事業者選択届出書を提出すべきか否かを判断するのに、税理士の指導、助言が必要なことはいうまでもありません。今回は、法人の設立と同時に業務委託契約を締結した税理士が行った消費税に関する事務処理に過誤があるとして、その法人から損害賠償を請求されて争い、税理士の主張が認められた事例で、TAI NSの会員から提供を受けたものを紹介します（平成13年6月29日東京地裁・TAI NSコードZ 999-0065）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### I 原告の主張

- 原告は、平成6年3月15日設立と同時に7億525万2000円の有形固定資産を購入し、その引渡しを受けていたのであるから、消費税について原則課税方式を採用すれば、相当額の消費税の還付を受け得た。被告は、原告の顧問税理士として、原告に対し、第1事業年度終期の同年5月31日までの間に課税事業者選択届出書を提出するよう指導、助言する義務があったというべきところ、それを怠った。
- 原告の駐車場賃貸借、建物賃貸借などは、「課税仕入れ」に該当するから、被告は、地代家賃の支払に含まれる仮払消費税を仕入税額控除して申告をするように指導、助言する義務があった。

### II 裁判所の判断

- 次のような事実認定に基づいて判断すると、被告は、原告に対し、消費税に関し、課税事業者選択届出書を提出して課税事業者になるか、それを提出せずに免税事業者になるかについて、説明しているものと認められる。

① 原告は、建設機械器具及び建設用資材の賃貸、販売等を目的として設立され、その住所地において任意整理中のA社の業務を引き継いだ会社で、A社が営業に使用する建設機械等には、20数社に及ぶ商社等の所有権が留保されていた。その建設機械等の原告への引き継ぎについては、原告の経営をB社が引き受けるという動きがあったことに各社が期待し、その取扱いが確定されない状況にあった。

また、原告は、設立後、運転資金の確保に苦労しており、本来A社の債権者に分配すべき資金から約2億円の融通を受けていて、建設機械等を購入する資金的見込みがなかった。こうした状況を考慮すると、少なくとも、課税事業者選択届出書の提出期限までの間には、建設機械等の原告への引き継ぎについて、明確な見通しが立てられる実情にはなかったものと判断される。

② 第1期の決算報告書作成の過程で、それまでA社に計上していた得意先に対する売上を、原告において計上するのを契機として、被告は、原告の代表者であった甲に對し、消費税について、免税事業者となる方法と、建設機械等を購入すれば消費税の一部が還付される可能性があるが、リースであれば消費税を納めることになる可能性がある方式として課税事業者になる方法の2つがある旨を説明したという。甲はこの点に関して、少なくとも免税方式について話が出ていたことについては終始認めていた。そして、税理士である被告から、免税方式について話が出ているというのであれば、もう一つの選択肢である課税事業者となる方式についても話がされるのが自然と考えられる。

2. 原告の経理事務は経理課長とその課員に任されており、被告は原告の担当者に対し、あらかじめ消費税に関し、課税取引、非課税取引の別を説明し、それに基づいてその処理をしてもらう態勢をとっていたというのであり、もともと、消費税の処理については、1件ごとに伝票に起票する作業が基本になることを考え併せると、被告は原告の税理士として、消費税に関する委託事務の処理について、原告の経理担当者に対し、あらかじめ知識を付与するなど、相応の注意をもって対処していたものと判断されるというべきであり、原告主張の如く、経理担当者の事務処理についてまで、チェックして指導、助言すべき注意義務があるということはできない。

..... (税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判例について詳細（全文・A4版7枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記あてご一報ください。